

組織再編に伴う名称変更について

令和 7 年 4 月 1 日
内閣府公益法人行政担当室

今般、「内閣府本府組織令の一部を改正する政令」（令和 7 年政令第 89 号）の施行に伴い、令和 7 年 4 月 1 日付けで、「内閣府大臣官房公益法人行政担当室」から「内閣府公益法人行政担当室」への室名変更が行われた。

これに伴い、これまで「内閣府大臣官房公益法人行政担当室」又は「内閣府大臣官房公益法人行政担当室長」で決定・施行された文書については、以後、それぞれ「内閣府公益法人行政担当室」又は「内閣府公益法人行政担当室長」として決定・施行された文書とみなし、その効力を維持するものとする。

なお、これらの文書については、今後、当該文書を改正する際に、組織再編に合わせた所要の改正を行うこととする。